



# ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

長野県労働者福祉協議会

〒380-8710

長野市立町978-2 労済会館内

TEL026-232-6667 FAX026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

http://nagano.rofuku.net/

発行人 近藤 光

編集人 青木 正照

第257号2010年1月1日

あけましておめでとうございます。

新たなスタートの年、生活あんしんネットワークの輪を広げよう  
…結成50周年を迎える年、希望と安心の社会を築くために…



長野県労働者福祉協議会  
理事長 近藤 光

新春にあたり  
皆様今年一年  
のご健勝、ご活  
躍を心からご祈  
念申し上げます。  
2008年秋

以降の世界同時不況の嵐は、長野県内でも雇用に深刻な影響を及ぼしました。2009年も続いた非正規労働者の雇い止めや新卒者の就職内定率の落ち込み、有効求人倍率の低下などの状況は、なかなか好転の兆しが見えません。

このような取り巻く環境が厳しさを増す中で、県労福協を中心に労働団体・労働福祉事業団体・退職者・NPO団体等との連携を強化し、「生活あんしんネットワーク」の輪を広げる活動をこの一年取り組んできました。本年6月にはネットワーク事業推進計画の3期目のスタートを切ることに、より地域に軸足を置いた取り組みを進めなければなりません。

時代が大きく変化の中で、人としての尊厳が保障され、共生と助け合い、そしてぬくもりのある公正な社会を目指す長野県労働者福祉協議会の役割は、より重要性を増しています。

2010年11月30日には県労福協結成50周年を迎える運びとなり、本年は節目のそして新たな労福協運動の出発点とも言えます。「連帯・協同」という結成の原点を踏まえつつ、希望と安心の社会を築くために構成団体をはじめ幅広い力を結集し、着実に一歩ずつ取組みを進めていく決意を申し上げ年頭のご挨拶と致します。

## 新春企画 労福協・NPO 対談

それぞれの連携を深めるために

12月1日、長野市桜枝町のNPO法人「さくら会」で、NPO法人長野県NPOセクター代表理事山田千代子氏とNPO法人さくら会理事長花形春樹氏、県労福協近藤理事長が「支え合い」社会の実現に向けて対談を行いました。



対談する近藤理事長とNPO団体の役員

お金がなくてもやっちゃおう、それがNPOの原点

花形：さくら会設立の経緯は、当時精神障害者が退院しても家庭や地域で受け入れられる状況がなかった。すべて病院にお任せだった。そこで病院や行政と連携して、地域に受け入れる場所を作ることに、古い民家をすべて自分たちの手で改築した。

近藤：立ち上げのときの苦労はやはりお金？  
我々組織の中の人間は何かすると、すぐコストのことを考えるが。  
花形：お金がなくて出来ないということはなかった。不自由は特に感じなかった。ただ自分たちでやれることを毎日積み重ねただけ。  
近藤：お金とかの問題を乗り越えて、それをやろうとした思いは？

月の総会で、10年先を見据えた「労福協の理念と2020年ビジョン」を採択しました。これからの社会は、市場や国家のみならず、私たち連帯・協同セクターが国民の暮らしを支え、社会改革の担い手として重要な役割を果たしていかなくてはなりません。そのためにも、労福協・労働組合・協同事業団体が一体となって、国民の共感を呼ぶ社会運動や事業、地域に根ざした顔の見える活動を展開していくことが必要です。

これまでの運動に自信をもって、みんなの思いをひとつにし、「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」に向かって確実な一歩を踏み出しましょう！

## 連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会



労働者福祉中央協議会  
会長 笹森 清  
新年明けましておめでとうございます。

政権交代により日本の政治体制が大きく転換しましたが、雇用は依然として深刻な状況にあります。働くことは生きること——その根本が壊されてしまった日本社会の現実に、政治も私たちの運動も真剣に向き合わなくてはなりません。

中央労福協は結成60周年の節目にあたる昨年11

花形：さくらら会設立以前から、同じ仕事をしてきたが、団体の方針と現場でやっている自分たちの考えに相違があつて、ならば個人的にやってみようかと、仕事の合間に改築作業を行った。この人が退院したら、ここに住んでもらいたい・・・という現場での思いがあつた。

山田：それが NPO の出発点だと思う。最初お金がなくてもやっちゃう。それからだんだん発展してくるとお金がないのに気づく・・・。

花形：お金がないといういろいろな人が助けに来てくれる。近藤：労福協の原点も助け合い。何かを立ち上げるといふときには、「これは必要だ！やらなくちゃならない！」という強い思いが必要。

**地域とのつながりの重要性**

山田：さくらら会さんは地域との折り合いはどう付けていたのか？

近藤：迷惑施設というような拒否反応があつたのでは。

花形：あつたかもしれないが、反対運動のようなものはなかつた。自分たちに直接苦情は来なかつたが、不満を持つている人たちに区長さんが会のことを説明してくれた。以前知らない人が出入りしていることでオウム真理教の関連施設じゃないかと疑われたとき、商店街の方が、それは違うと説明してくれた。

山田：花形さんたちの苦勞を見て、地域の人が理解して協力してくれた。これから地域と密着した NPO の活動には地域の理解が欠かせない。

近藤：労福協も労働運動も地域に根差した顔が見える活動を掲げている。これからは地域の課題に取り組みることが必要となつて来る。

山田：組合は私たちの生活とかけ離れている感じがする。日中の災害時など、地域が空洞化している今、企業やそこで働く人がお年寄りなどの支援をする必要が出てくる。しかし企業は普段地域とのつながりがないのではないか。昼間その地域の住民であるという意識がもてないものか。

近藤：そういう意味で地域を重視した活動が重要となつてくる。組合も今労働環境が厳しくなる中、社会に目を向け、地域を住みやすくするために何かをするという意識が出てきている。日常的に地域の課題に積極的に関わっていきたいと思つている。

**働くことの意義**

花形：経済はどんどんグローバル化していくが、一方で地域の特性を活かすということも同時に行わないと、地域が取り残されていく。地域の中で活きる仕事を作つていかないと、このままでは地域が崩壊してしまう。

近藤：ハローワーク前の調査で、家計の主たる人が失業している状況が多いことがわかつた。働きたくても働けない状況が出てきている。障害者の方でも、誰でも尊厳ある働き方が保障される社会が大事。それがなければ日本の社会は成り立たない。

山田：本当に働く権利が保障されなくなつてきている。

花形：精神障害者の方も、ただ集まれと言っても、「何で？」となつてしまふが、「働く」ということを提供すると、集まり易くなる。自分の能力を發揮できる働く場の確保は大切。

**便利屋は働く場確保と地域への貢献**

山田：NPO と労福協の便利屋構想、さくらら会さんも同じことをやっている。ニーズはあるんですか。

花形：自分たちの働く場の確保と、地域の方も格安でサービスが受けられる。

山田：労福協さんの退職者の便利屋構想はなかなか進めるのが難しいようだが。

近藤：今まで会社で勤めていた人がさてやるとなると、いろいろ大変。

花形：でも精神障害の方も元々は学歴のある方、バリバリ仕事をしてきた人もいる。初めはなかなかなじめない人も。でも踏ん切りをつけて社会デビューする。

近藤：退職者にもいろいろな人がいるけれど、真っ白に

なれないところがあるかもしれない。これから高齢者が増えてくれば、町の便利屋は必要性が高まつてくると思ふが、どういふふうにやつていくか、NPO との連携の中で考えていきたい。

花形：価値観の転換。今までの価値観と別の価値観を意識出来るか。いろいろな価値観があるということを、地域の中で発信していきたい。

対談は NPO 法人の活動の苦勞や、地域での労福協の役割、雇用の場の確保の重要性、価値観についてなどいろいろなテーマが話されました。



最後に近藤理事長は自分のこれからの人生の抱負について、「今労福協の認知度がとても低い。原因は小さな枠の中でやつてきているから。これから頼りになる労福協を作り上げていきたい。労福協はこういふところと理解されるように。価値観を変えるために、別のもの、違つたものと協同してみたい。」と締めくくりました。

**対談者の紹介**



山田千代子さんは、昨年 7 月 NPO 法人長野県 NPO センターの代表理事に就任。住民が主体的に地域づくりに参加する社会を目指して活動している。



NPO 法人さくらら会花形理事長は、平成 7 年、任意団体としてのさくらら会を仲間と共に設立。平成 18 年に法人化し、現在はグループホーム、ケアホーム合わせて 13 カ所共同作業所（就労継続支援事業所）3 カ所を運営。誰もが住みやすい街づくりのために活動している。

# 機関紙 「ながの労福協」

読者の皆さんから多くの声が寄せられています。その中から、いくつかご紹介します。

## 要望

「くらし・なんでも相談」に確定申告をこういう人は申告をという医療控除のような、参考になる事例を取り上げてほしい。

「労福協」の知名度はまだまだです。各労組の機関紙、ピラさらにイベントを通じて運動が拡大されることを願っています。

働く人たちの環境も変わりつつあり、これからも、その変化にそった話題を提供してほしいと思います。

紙面中味の文字が薄い箇所があり虫めがねが必要になります。字が細かいので少し濃いめに印刷出来たらと思います。

※ご要望につきましては検討し、対応できるものは今後に生かしてまいります。

## 1月

「くらしなんでも相談室」興味深い内容で大変役に立ちました。

いつも参考になる記事が掲載してあると感じています。(身近に起こる内容です。)

くらしなんでも相談室は興味深く読んでいます。おかげで少しづつこのくらしなんでも相談室は、今日はヤヤ手ごたえありだね。他のページもおかげです。

脳への刺激がまらばいいけれど、読みやすさや楽しさなども大切にしてください。

## 3月

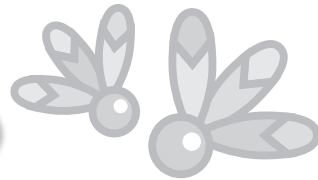
※自給自足共済キヤンパオン、内容がわかりやすくあり、気に入っています。ぜひ、継続してください。

※不況の世の中、色々な情報がほしいです。簡単にわかるような「副業」情報もほしいです。

文面が堅い印象を受けずに、読みやすさを心がけてほしいです。また、くらしなんでも相談室は、読んでいて楽しいです。

くらしなんでも相談室、とびきり私たちが学生時代に読んでいた雑誌が、相談室とつながる人が、とても深い知識と、無料情報があるところが、とてもいいと思います。

# 読者の声



毎回この「まちかど」が、楽しんでいます。みんなでも来月も期待しています。

毎日使わない脳への刺激が、楽しませてくれています。(でも出費は抑えています。)

※ 持ち運びが楽なように、今回はもう少し小さくしてみました。初めは驚きました。

くらしなんでも相談室も勉強になりました。

くらしなんでも相談室の読者には、読者力をつけてほしいです。身近な話が、多くていいと思います。

おかげで、毎日の生活が、もっと楽しくなりました。ありがとうございます。

創立50周年おめでとうございます。私もこの組織に、これからも貢献していきます。

いつも楽しく拝見しています。なんでも相談室は、大変勉強になります。これからも、おかげです。

くらしなんでも相談室コーナー、とても早く読んで、おかげです。ありがとうございます。これからも、おかげです。

入社してから7ヶ月が過ぎ、学生時代には知らないような情報や運動を知ることができ、社会の一員に仲間入りできたのではないかと読者として、思える大切な情報源です。

くらしなんでも相談室、役に立つ情報が掲載されていて良い。

労働環境の厳しさが増している中、おかげで、心強いサポートが、とても嬉しいです。

## 6月

## 8月

## 10月

# 長野県消費者問題シンポジウム開催 悪質商法被害を防ぐために

11 月 19 日

(木) 「長野県

消費者問題シン  
ポジウム」がホ  
テルメトロポリ  
タン長野(長野  
市)で開催され  
県下各地から大



県下から集まった参加者

勢の消費者が参加しました。今回のシンポジウムは、長野県が主催し長野県消費者団体連絡協議会(県消団連)と長野県消費者の会連絡会が共催し、労福協の加盟団体からも大勢の人が参加しました。

- ・ 松本市消費者の会「表示を読み取るーペットボトルに含まれる糖分についてー」
- ・ 駒ヶ根市消費者の会「できることから始めよう！生ごみの減量に挑戦・マイバッグ持参運動」
- ・ 東信地区消費者の会連絡会「東信地区の10の消費者の会の取り組み」
- ・ 北信地区消費者の会連絡会「EM菌を利用した環境にやさしいくらし」
- ・ すそばなの会「悪質商法からの被

害をなくしたいー昔なつかしい紙芝居を使ってー」

なお、県消団連では小松由人事務局長が「県内の消費者団体をつなぐ長野県消費者団体連絡協議会の活動」と題して、この間の取り組みを報告しました。

午後の部は、はじめに「北信雑技団(長野県消費者の会連絡会)」による「振り込め詐欺」の寸劇が披露された後、県消費生活室の北澤義幸室長が主催者挨拶を行いました。

続いて、東京経済大学教授の村千鶴子弁護士が「消費者新時代 消費者者にー!」と題して講演を行いました。消費者を巻き込んだ事件や、悪質商法はやさしく、人情に付け込んでくることなど、なぜ被害にあっ



講演する村千鶴子氏

てしまうのか等をわかりやすくお話いただき、悪質商法被害にあわないためのポイントを説明いただきました。最後に県消団連の北條舒正会長が閉会挨拶を行い終了しました。

# 地域から仕事を作ろう 協同労働を広げる 長野県民集会

12月5日長野市において協同労働ネットワークながの主催、県労福協後援による「協同労働を広げる長野県民集会」が開催されました。

集会はまず主催者を代表し、青木健労協ながの代表理事が挨拶、その後来賓を代表し倉田県議が「長野県内は高齢化が進み、第一次産業は本場に厳しく、農業や林業をこの協同組合が担っていくよう、民主党県連幹事長としても民主党国会議員に早期制定を働きかけていきたい」と挨拶。



あいさつする倉田県議員

をめぐす市民会議事務局長古村伸宏氏が「市民がつくる仕事と地域」『協同労働の協同組合』法制化の可能性」と題して基調講演を行いました。古村氏はまず日本の現状認識として、昨年の金融危機以来雇用情勢が悪化し、失業者は約350万人、昨年同時期に比べ140万人増、また完全失業率も5%を超え、有効求人倍率も昨年同時期の半分。しかし、失業者の内10月現在雇用保険の受給者は約85万

人。すなわち4人に3人は失業保険がない失業者となっており、また失業者350万人に既に就職をあきらめた人は含まれず、実際の失業者は更に多く、新卒者の就職難も深刻であると雇用情勢を説明しました。そしてなぜこの法制化が必要なのかに対し、①深刻化する雇用・失業情勢への対応、②疲弊する地域経済の再生、③貧困の増大を防ぐ、3点を示し、多くのNPOは資金面が脆弱であるが、協同労働の協同組合は、労働者自らが出資するという点で、その安定性が得られる可能性があるとした。



講演する古村伸宏氏

この後テレビ番組のガイアの夜明け「新しい働き方、もう雇われない」を上映。NPO法人などの活動の紹介などを含めた実践報告も行われました。集会には国会議員、県議会議員も参加、下條みつ衆議院議員は、現在国会において正にこの法制化に向けた議論が交わされている。法案成立に向け皆さん頑張らましようと呼びかけ4時間に及ぶ集会が終了しました。

# 人生を自分らしく デザインするために

暮らしサポートセンターセミナー開催

長野県暮らしサポートセンターは、11月28日(土)長野市、12月5日(土)松本市の二回に亘り、「人生を自分らしくデザイン」というテーマでセミナーを開催しました。講師は、特定非営利活動法人ライフデザインセンターから小川和子氏と久島和子氏にお願いいたしました。必ずやってくる「老い」、その老い支度とやがてやって来る「死」に対する生前準備をどのようにするのか、という誰にも共通の課題ですので、それぞれの会場に参加くださった合計40名以上の参加者は熱心に耳を傾けておられました。老後は、どこで誰と暮らすのか、老後に必要な費用は、判断能力の衰えに備えて後見人を、相続・遺言は、そして終末期の医療と葬儀は、等々について巧みな展開でお話しいただき、飽きることのない90分でした。参加された方からは、「たいへん参考になった」とか、「今度はもっと細部に亘って聞いてみたい」等の感想をいただきました。機会を見て続編を検討したいと思っております。



講演する小川和子さん

# 20周年記念レセプション開催

県労連(長野県労働組合連合会)

は、12月12日長野市内で、2010年春闘学習交流会・結成20周年記念レセプションを開催しました。全県から120余名が参加、「変化をチャンスに貧困・格差の解消、内需拡大・雇用確保を」という2010年春闘方針案が提案されました。



あいさつする高村議長

渡邊正道全労連事務局次長の「全労連20周年と春闘」と、相沢幸悦埼玉大学経済学部教授の「どこへ行く? どうすべきか日本経済」という2本の講演を聴き、学習を深めました。

レセプションでは青木正照労福協専務理事にもあいさつをいただき、最後は参加者全員で腕を組み、北信総合病院吹奏楽団の伴奏でインタナショナルを声高く歌い、高村裕議長の団結ガンバローで締めくくりました。



相沢幸悦教授の講演

## 初の就職支援セミナーを開催

### ジョブながのライフサポートセンター諏訪

長野県内の雇用情勢は、非正規労働者をはじめ正社員からも多くの失業者を生み、11月の有効求人倍率は0.43倍とかつてない厳しい情勢が続いている中、労福協は「生活あんしんネットワーク事業」の一つである「失業・離職者支援」に積極的に取り組んでいます。

連合が実施している「雇用と就労・自立支援



三井事務所長の挨拶

カンパの助成制度」を活用し、先ず松本・上伊那地区労福協に無料職業紹介所を開設。しかし、諏訪地域における相談者も多くなり、就職相談所の必要性が高まり、岡谷駅近くに新事務所を開設。常駐相談員が就職支援を行っています。

その一環として、12月2日、ジョブながのライフサポートセンター諏訪主催による、早期再就職に向けた「就職支援セミナー」を開催。就職困難者16名が参加しました。

最初に三井事務所責任者(相談員)が挨拶を行い、続いて青

木専務がパワーポイントを使って長野県の雇用情勢を説明。特に昨年の金融危機以来、学卒者も含め就職は非常に厳しい状況であることをデータを示しながら説明しました。

そしてこのような厳しい雇用情勢の中、どのように早期就職をめざしていけばよいのかを含め、就職成功のテクニックを参加者に学んでもらいました。

ジョブサポートセンター諏訪は、県内4番目のジョブサポートセンターとして、10月1日より就職相談業務を開始、来年1月からは無料職業紹介所として幅広い就職支援を行っていきます。

- ◆名称:「ジョブながのライフサポートセンター諏訪」
- ◆場所:〒394-0027 岡谷市中央3-1-23
- ◆電話・FAX:0266-75-0280
- ◆E-mail:job-nagano@skillg.co.jp
- ◆相談時間:平日10:00~16:00

# くらし・なんでも相談

シリーズ No.23

## 「新年拡大版」



「くらし・なんでも相談『ほっとダイヤル』は、県労福協が生活あんしんネットワーク事業として最初に取り組んだ事業です。

2004年の12月から毎月第2土曜日に弁護士や司法書士、社会保険労務士などの専門家相談員による相談を開始し既に61回を重ねました。また2006年10月からは、アドバイザーによる平日相談も開始され、年間合わせて約1200件の相談が寄せられています。

人には言えず一人で悩み苦しんでいる人、不況や雇用情勢の悪化によるリストラの増加などから、「食べるものもなご」「お金が全くなかった」など、生活苦を訴える逼迫した相談も増えています。

労福協が目指すものは、「助け合い・支え合いの社会」です。労福協のネットワークを通じて、弁護士、司法書士、社会保険労務士の無料電話相談の他、初回無料の法律・税務相談で様々な悩みの解決の道を探ります。

相談窓口は一つでも多く、困った時にすぐに相談できる窓口の存在が大事であると考えています。今年は、面談相談体制も整え、「くらし・なんでも相談」が一層身近な相談窓口になることを願って、更に活動を続けていきます。お気軽にご利用いただければ幸いです。

長野県暮らしサポートセンター会長 くらし・なんでも相談主任相談員・弁護士 佐藤豊

### 【事例①】

5年前協議離婚した。当時5歳の長男の親権者を父親と定め、母親である自分は監護者となって長男を引き取り育ててきた。

最近、父親の所在が判らなくなり、子どもの学校に提出する書類等いろいろな面で支障が出て困っている。親権者を父親から自分に変更することは出来ないか。

親しくしている同じ境遇の友人は、親権者である父親が病気で急逝し親権者がいなくなってしまうが、そういう場合はどうすればよいのか。



田中 善助 弁護士

### 【回答】

子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によつて親権者を他の一方に変更することができる(民法第819条6項)ので、家庭裁判所に親権者変更の申立をする。

申立は審判と調停があるが、父親の所在が判らないなら審判を申立てる。

なお、長男は10歳ということなので該当しないが、15歳以上の未成年者の場合は、子どもの意見を聞くことになっている(家事審判規則第72条、54条)。

また、親権者である父親が死亡した場合は、単独親権行使者の死亡により、後見が始まるのか、親権が復活するのかが、親権変更あるいは親権回復の審判を申立てることができるか考える。

### 「親権者変更調停」

離婚の際に未成年の子と同居している場合、父母の合意で親権者を定めることができるが、離婚後の親権者の変更は、必ず家庭裁判所の調停・審判によって行う必要がある(親権者が行方不明等で調停に出席できない場合などは、親権者変更の審判を申立てる)。

### ワンポイント

申立人は子どもの親族。申立先は相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所。必要書類は申立書1通、申立人・子どもの父母・子どもの戸籍謄本各1通。費用は対象となる子ども一人につき収入印紙1200円と連絡用郵便切手。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合は自動的に審判手続が開始され、家事審判官(裁判官)が一切の事情を考慮して審判をする。

### 【事例②】

叔父(78才)は独身で、日常生活の世話は姪である私がしている。最近、叔父は財産のことを気にするようになってきた。

「任意後見契約」という言葉を聞いたが、どのようなものか。手続はどのようなものか。また、私が任意後見人になることはできるのか。

### 【回答】

北川 哲男 司法書士  
見は、判断能力が既に失われたか又は不十分な状態になり、自分で後見人等を選ぶことが困難になっ

た場合に利用され、任意後見は、まだ判断能力が正常である人、又は衰えたとしてもその程度が軽く、自分で後見人を選ぶ能力を持っている人が利用する制度。相談者の叔父が十分な判断能力を有している場合は、任意後見制度を利用することにしようか。任意後見人は成人であれば原則として誰でもなれるので、相談者になることもできる。

この制度を利用するには、任意後見契約を公正証書によって結ぶ必要がある。この制度を利用するに、任意後見契約を公正証書によって結ぶ必要がある。この制度を利用するに、任意後見契約を公正証書によって結ぶ必要がある。この制度を利用するに、任意後見契約を公正証書によって結ぶ必要がある。

### 「任意後見契約」

成年後見制度(H12年4月制定)は、物事を判断する能力が十分でない方(本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。裁判所の手続により後見人等を選任してもらう法定後見制度と、当事者間の契約によって後見人を選任する任意後見制度がある。

### ワンポイント

任意後見制度は本人に判断能力のあるうちに、将来判断能力が不十分な状態になることへ備え、公正証書を作成して任意契約を結び任意後見受任者を選んでおくもの。本人の判断能力が不十分になった時に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じる。

任意後見人には成人であれば誰でもなれるが、法律がふさわしくないと定めている事由のある者(破産者、本人に対して訴訟を提起したことがある者、不正な行為・著しい不品行のある者や金銭にルーズな人等)はなれない。

なお、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家や法律・福祉に関する法人に依頼することもできる。

### 【事例③】

収入が減って、8年前に自宅を新築した際に借り入れた住宅ローンの返済がきつくなってきた。

先日、金融機関に相談に行つたところ、建物は自分名義（借主）だが、土地は2年前亡くなった父親名義のままなので、父の相続登記をして登記簿原本を提出するよう言われた。

どのような手続きしたらよいのかさっぱり分からない。どうしたら良いか。



千野 正嗣  
司法書士・土地家屋調査士

【回答】 金融機

関は、住宅ローンの債権の保全のため抵当権等の担保を設定しているが、担保物件に相続が生じたので、担保付で取得する相続人に、登記することを求めている。

亡父の遺産を相続するに際し、遺言があればそれに従うことになるが、ない場合は、相続人間で遺産分割協議をしてその合意が必要となる。

相続人が遺産である土地の上に住んでいる場合で、土地建物しか遺産がない場合は、遺産の土地に住んでいる相続人が、他の相続人に、相続分に見合う金銭を支払ってその土地を相続する、いわゆる代償分割して解決するののも一つの方法。

遺産分割の合意が得られなければ、遺産分割の調停の申立をする。

合意に至り遺産分割協議書ができた後、不動産の所在地を管轄する法務局で所有権移転登記申請を行う。移転登記完了後、その法務局で登記簿原本を取る（手数料1通・登記印紙1000円分）。

これ等の手続きは自分ででもできるが、不得手だったら司法書士などの専門家に依頼すると良い。

【事例④】  
来年から時間外労働の割増率が変わったり、有給休暇を時間単位で取れるようになるので何かで読んだ。

保育園児がいるので有給休暇が時間単位で取れるようになれば嬉しいが、何時からなるのか。



山口 正人 特定  
社会保険労務士

【回答】 H22年

4点あるが、年次有給休暇の時間単位取得もその内の一つ。

具体的には、1年に5日を限度として時間単位（単位基準最低1時間以上）で取得できることになる。

正のポイントは、改正労働基準法が施行される。改正のポイントは、

「改正労働基準法」

ワンポイント

①「1ヶ月の時間外労働に対する法定割増賃金率の引上げ」  
1ヶ月の時間外労働の合計が60時間を超えた場合、法定割増賃金を50%（現行25%）に引上げる。しかし、当分の間は中小企業については猶予される。猶予される中小企業の業種別基準（こちらが該当すればよい）は下表の通り。

	資本金の額 又は出資総額	労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外	3億円以下	300人以下

なお、中小企業の猶予はH25年3月までの3年間とされ、その後全企業への適用拡大が検討される予定。

②「割増賃金の支払に代えた代替休暇の付与制度の新設」  
事業場で代替休暇に関する労使協定を締結することにより、労働者からの申し出を受けて、1ヶ月60時間を超える時間外労働を行った場合の改正法による引上げ分25%のみを、割増賃金の支払に代えた代替休暇の付与とすることができ。

③「年次有給休暇の時間単位取得」  
現行では年次有給休暇は日単位（または労働者からの希望により半日の付与も可能）でしか取得できないが、事業場で労使協定を締結することによって、1年に5日を限度として時間単位（単位基準最低1時間以上）で取得できる。

労働者は年次有給休暇の取得時に自由に選択することができ、使用者はその選択を制限することはできない。

④「1ヶ月45時間を超える時間外労働に対する割増率引上げの努力義務」  
時間外労働協定（36協定）で限度時間は1ヶ月45時間までとすることが告示されている。限度時間を超えた時間外労働を行うには、従来から時間外労働協定に「特別条項」を付け加えることが可能とされていたが、今回、この特別条項に1ヶ月45時間を超える時間外労働の割増賃金率を新たに記載することを義務付け、また、その率はできるだけ25%を超えるように定める努力義務を求めている。

【事例⑤】  
結婚して15年。長野市に住んでいたが、3年前から夫婦喧嘩が絶えず、妻は1年前に子どもを連れて秋田市の実家に戻ってしまった。以来、別居生活が続いている。

このままでは仕方なく離婚を決意したが、妻と話し合うにも電話や手紙では離婚の話がまとまらない。協議離婚ができない場合、どこでどのように手続を進めればよいのか。

【回答】 佐藤豊 弁護士  
協議離婚が成立しない場合、まず家庭裁判所に調停の申立をする。

現在、相談者は長野市に、妻は秋田市に住んでいるので、どこの家庭裁判所に調停の申立をするのが問題となる。

調停は、相手方の住所地の家庭裁判所に管轄がある（家事審判規則129条）

ので、秋田市を管轄する家庭裁判所に申立をすることになる。他に、当事者が合意で定める裁判所にも管轄が認められているが、対立している当事者の間で、この合意ができることは難しい。

なお調停が成立しなかった場合の訴訟については、相談者が住む長野市を管轄する家庭裁判所に訴えを起こすこともできる。

「夫婦関係調整調停（離婚）」

離婚調停の申立人は夫又は妻。必要書類は申立書1通、夫婦の戸籍簿本1通。費用は収入印紙2000円・連絡用郵便切手。

調停手続では、離婚そのものの他、離婚後の子どもの親権者、親権者とならない親との面接交渉（交流）や養育費、財産分与、年金分割、慰謝料など財産に関する問題も一緒に話し合うことができる。

離婚と共に年金分割の按分割合に関する調停を求めるとは、年金分割のための情報通知書が必要（問合せ先：社会保険事務所又は各共済年金制度の窓口）。

ワンポイント



毎月第2土曜日は、専門家による相談日です。

●相談受付 第2土曜日 10時～16時

●専門家相談員 弁護士、司法書士、特定社会保険労務士

●相談内容

離婚、サラ金多重債務、相続、年金問題や、健康・雇用・労災保険関係、労働問題など何でも結構です。

平日のアドバイザーによる電話相談もご利用ください。

困ったときは、くらし・なんでも相談  
”ほっとダイヤル”

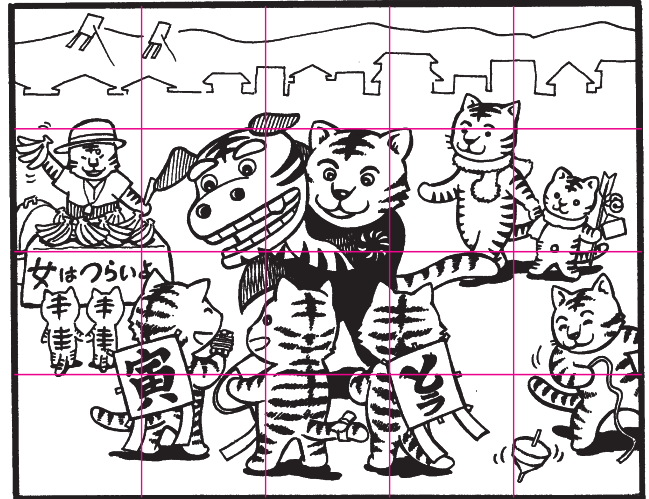
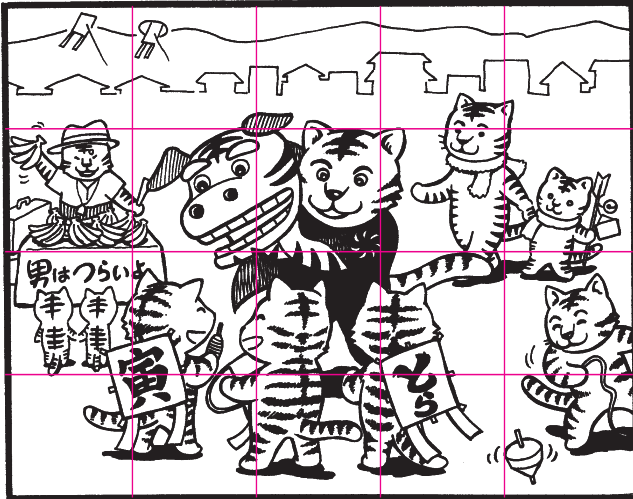
01200-3916029

ご家族で楽しむ

16のまちがいさがし

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を16探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。

1 2 3 4 5 1 2 3 4 5



(画：生協連 土屋 英夫氏)

新春  
特別企画  
ふるってご応募下さい

- プレゼントの応募方法**
- 官製はがきに答えを書いて 県労福協へ (死前は表紙にありません。)
  - 労福協の機関紙に対する 意見・要望を何か一言。(意見・要望は匿名で掲載させていただきます(ご了承ください))
  - 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名) 又は勤務先を忘れずに。
  - 正解者の中から抽選で 特賞1名五、〇〇〇円分 当選者10名一、〇〇〇円分の図書カードをプレゼント。締切り1月31日

12月号、新年号の当選者の発表は次回3月号でまとめて掲載いたします。

山なみ

皆さん、あけましておめでとうございませす。昨年は「新」型インフルエンザ、景気回復に期待した「新」政権、新しいものに對する希望や不安が高まった1年でした。特に、私たちが期待を込めた民主連立政権は、いったいどこをめざして進んでいるのか、国民にははつきり見えてこない、そんな状況です。

さて、私たち労福協にとつても今年に設立50周年を迎えます。4年前より取り組みを始めた「生活あんしんネットワーク事業」も最終の3期目を迎えます。3期目を歩み出す前に、この4年をしっかりと振り返りかえり、この事業を検証することが大切だと考えています。この事業の成功のカギは地域にあります。広い長野県、それぞれの地域で抱える問題は同じではありません。いかにその地域のニーズを把握し、地区労福協がそれに応えていくか。そして県労福協はいかにその地区労福協の活動をサポートしていかけるか。

私たち労福協活動が進むべき道は、連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会を作ること。未知への挑戦・失敗を恐れなない地域運動再生の取組みだと思ひます。「新しい時代の始まりの年として自信と確信をもって進んでいきましよう。(青)



仲良し地藏